

【生徒・保護者さま向け】

大阪府育英会予約奨学生の募集



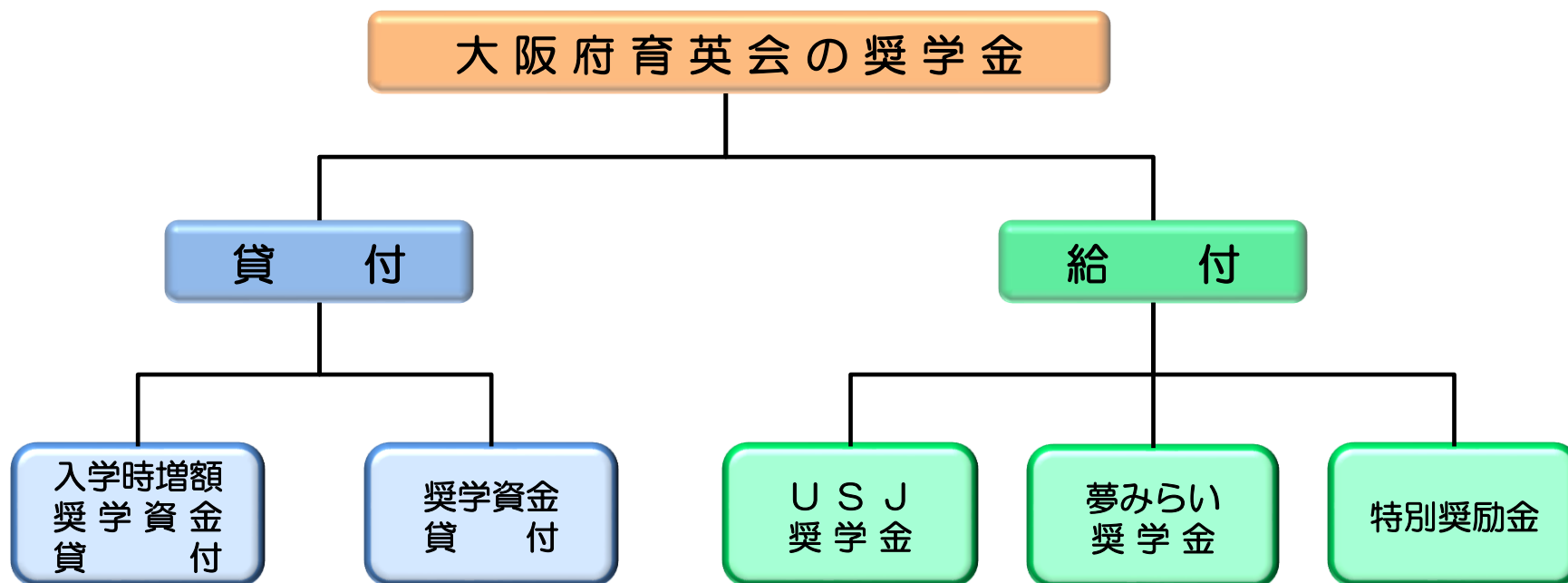
公益財団法人 大阪府育英会

令和 6年 8月

■ 大阪府育英会について	1
・ 目的	
■ 奨学金貸付事業の概要	2
・ 種類	
■ 予約奨学生の募集について	3
・ 予約奨学生制度の概要	
■ 申込資格について	4 ~ 9
・ 申込資格	
・ <参考> 「課税標準額」 ・ 「調整控除の額」 の確認方法	
■ 貸付額について	10 ~ 16
・ 貸付限度額	
・ 参考 大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額	
・ 参考 大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に進学した場合の貸付限度額	
■ 予約奨学生募集の流れについて	17
1 募 集	18 ・ 19
2 申込書類の提出	20 ~ 31
3 採用決定通知の送付	32
4 借入書類の送付	33
5 借入手続き	34 ・ 35
■ 申込書類提出後の変更等について	36
■ 返還について	37 ~ 39

目 的

大阪府内に住所を有する者の保護する学生・生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に、奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに、次代の社会を担う有用な人材の育成に資することを目的とし、この目的を達成するために奨学金の貸付・給付を行っています。



大阪府育英会の奨学金貸付は、国の高等学校等就学支援金制度や大阪府の高等学校等の授業料無償化制度だけでは支援・補助しきれない部分を、貸付という仕組みで子どもたちを支援するものです。

種類

～ 無利子の貸付です ～

入学時増額奨学資金

※ 予約募集のみ申込可

高校等に入学する前に、入学金等の支払いに充てるため貸付する奨学金
(中等教育学校の後期課程は貸付対象外)

奨学資金

高校等に入学した後に、修学に必要な経費の支払いに充てるため貸付する奨学金

募集の時期等

- **予約募集** ※ 中学校を通じて募集 ← 今回の募集です。
 - ・募集時期 : 中学3年生の秋頃(9月上旬～10月上旬)

- **在学募集** ※ 高校等を通じて募集
 - ・募集時期 : 高校在学中の春(4月中旬～5月上旬)

予約奨学生制度の概要

高等学校等へ進学を希望する生徒^(*)が「進学前」に在学する中学校を通じて奨学金貸付の予約をする制度です。

(*) 中学3年生及び既に中学校を卒業したが高等学校等に進学していない者

- 高等学校等へ進学後も『在学募集』による奨学資金の申込み機会がありますが、**入学時増額奨学資金の申込みは今回限り**となります。
- 進学に際し経済的な不安を持たれている方は、**この機会に必ずお申込みください。**奨学資金を借りる必要がなくなった場合は、いつでも辞退できます。
(借入手続き書類を提出しなければ、自動的に辞退したものとみなします。)

奨学金は貸付金です！卒業後は必ず返還しなければなりません。
返還したお金は後輩のための奨学金になります。確実に返還してください。

申込資格

(1) 令和7年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者

- 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校
- 専修学校(高等課程) (ただし修業年限1年以上の学科)

注) 中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」の貸付対象外です。

(2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】

- 永住者
- 永住者の配偶者等
- 日本人の配偶者等
- 定住者(※)

(※) 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。
永住の意思確認のため、当会所定の『誓約書』の提出が必要となります。

『誓約書』は当会ホームページ【生徒・保護者さま向け】令和7年度予約奨学生の募集についてに掲載しています。

申込資格

(3) 以下の算式により算出された所得判定額が次のとおりであること

【算式】 $\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額} = \text{所得判定額}$
 (政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)

* 令和5年の収入に基づく令和6年度の課税標準額、調整控除の額です。

奨学金区分	学校区分	所得判定額	年収めやす (※)
入学時増額奨学資金	国公立・私立とも	251,100 円未満	800 万円未満
奨学資金	国公立	251,100 円未満	800 万円未満
	私立	347,100 円未満	1,000 万円未満

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※ 注意 ※

収入証明書は令和6年度（直近）のものです。お間違いのないようにしてください。

保護者全員のものが必要です。但し、配偶者控除が適用されている場合は、配偶者の証明書は不要です。

「課税標準額」、「調整控除」とは？

● 課税標準額

住民税の計算の基礎となる金額です。具体的には、総合課税分の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得及び退職所得の金額から、所得控除金額を差し引き、千円未満を切り捨てた額が該当します。特別徴収税額決定通知書や課税証明書においては、「課税標準額」、「課税総所得金額」等と記載されています。

● 調整控除

平成19年度に実施された国から地方への税源移譲に伴う所得割額の税率変更によって、所得税と個人市(町村)民税・府民税の人的控除額に差があることから、変更後の税率をそのまま適用すると、個人市(町村)民税・府民税を合わせた税額が増加する場合があります。

そのため、人的控除額の差額の合計額に応じて、所得割額から税額を差し引くことにより税負担が増加しないように調整するものです。

調整控除額の計算方法

・ 合計課税所得金額 (注1) が 200万円以下 の方

次の1または2のいずれか少ない金額 × 5% (市民税3%・府民税2%)

- 1 人的控除額の差額の合計額 (注2)
- 2 個人市・府民税の合計課税所得金額

・ 合計課税所得金額 (注1) が 200万円超 の方

$\frac{\{\text{人的控除額の差額の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円})\}}{\text{(注3)}} \times 5\%$ (市民税3%・府民税2%) (注2)

(注1) 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

(注2) 政令指定都市の大阪市・堺市の場合は、市民税4%・府民税1%の内訳となります。

(注3) { } 内の額が50,000円未満の場合は、50,000円として計算します。

※ 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。
(利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。)

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

1. 給与収入の方（サラリーマンなど）

● 給与所得にかかる市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 [大阪市の例]

令和 年度
給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

納付額
6月分
9月分
10月分
11月分
12月分

受給者番号 氏名
住所

指定番号 区分

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条第19条及び第22条の4(第22条の6)の規定によって通知します。また、この部分について不備がある場合は、この通知があったこと知った日の翌日から起算して3ヶ月以内、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

市民税
税額控除前所得割額 ④
税額控除額 ⑤
所得割額 ⑥
均等割額 ⑦

府民税
税額控除前所得割額 ④
税額控除額 ⑤
所得割額 ⑥
均等割額 ⑦

特別徴収税額 ⑨
控除不足額 ⑩
既充当額 ⑪
既納付額 ⑫
差引納付額(⑩-⑪-⑫) ⑬
変更前税額 ⑭
増減額(⑨-⑭) ⑮
変更月

課税標準額

合計額

② (摘要)欄

① ※注意※

- ① 「調整控除額」は、「税額控除額」欄に表示されます。
ただし、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等が適用されている場合は、それらを含めた合計額が表示されます。
- ② お住まいの地域により、(摘要)欄 (通知書の左下)に「住宅借入金等特別税額控除額」、「寄附金税額控除額」、「調整控除額」などが表示されている場合があります。

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

2. 給与収入以外の方（自営業者など）

● 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書 [大阪市の例]

令和 年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書

この通知書で定める税額（普通徴収税額）の計算上の納付額及び控除額

この通知書で定める税額（普通徴収税額）は、ご申告の申告書情報に基づき、各納税者の日に計算されます。

令和 年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書 (その1)

所得金額、調整控除額及び充当税額の内訳

所得区分	所得金額	各種控除	調整控除額	充当税額
給与所得				
退職所得				
雑所得				
山林所得				
山林譲渡所得				
山林雑所得				
山林雑所得(1)～(5)				
山林雑所得(6)～(10)				
山林雑所得(11)～(15)				
山林雑所得(16)～(20)				
山林雑所得(21)～(25)				
山林雑所得(26)～(30)				
山林雑所得(31)～(35)				
山林雑所得(36)～(40)				
山林雑所得(41)～(45)				
山林雑所得(46)～(50)				
山林雑所得(51)～(55)				
山林雑所得(56)～(60)				
山林雑所得(61)～(65)				
山林雑所得(66)～(70)				
山林雑所得(71)～(75)				
山林雑所得(76)～(80)				
山林雑所得(81)～(85)				
山林雑所得(86)～(90)				
山林雑所得(91)～(95)				
山林雑所得(96)～(100)				
山林雑所得(101)～(105)				
山林雑所得(106)～(110)				
山林雑所得(111)～(115)				
山林雑所得(116)～(120)				
山林雑所得(121)～(125)				
山林雑所得(126)～(130)				
山林雑所得(131)～(135)				
山林雑所得(136)～(140)				
山林雑所得(141)～(145)				
山林雑所得(146)～(150)				
山林雑所得(151)～(155)				
山林雑所得(156)～(160)				
山林雑所得(161)～(165)				
山林雑所得(166)～(170)				
山林雑所得(171)～(175)				
山林雑所得(176)～(180)				
山林雑所得(181)～(185)				
山林雑所得(186)～(190)				
山林雑所得(191)～(195)				
山林雑所得(196)～(200)				
山林雑所得(201)～(205)				
山林雑所得(206)～(210)				
山林雑所得(211)～(215)				
山林雑所得(216)～(220)				
山林雑所得(221)～(225)				
山林雑所得(226)～(230)				
山林雑所得(231)～(235)				
山林雑所得(236)～(240)				
山林雑所得(241)～(245)				
山林雑所得(246)～(250)				
山林雑所得(251)～(255)				
山林雑所得(256)～(260)				
山林雑所得(261)～(265)				
山林雑所得(266)～(270)				
山林雑所得(271)～(275)				
山林雑所得(276)～(280)				
山林雑所得(281)～(285)				
山林雑所得(286)～(290)				
山林雑所得(291)～(295)				
山林雑所得(296)～(300)				
山林雑所得(301)～(305)				
山林雑所得(306)～(310)				
山林雑所得(311)～(315)				
山林雑所得(316)～(320)				
山林雑所得(321)～(325)				
山林雑所得(326)～(330)				
山林雑所得(331)～(335)				
山林雑所得(336)～(340)				
山林雑所得(341)～(345)				
山林雑所得(346)～(350)				
山林雑所得(351)～(355)				
山林雑所得(356)～(360)				
山林雑所得(361)～(365)				
山林雑所得(366)～(370)				
山林雑所得(371)～(375)				
山林雑所得(376)～(380)				
山林雑所得(381)～(385)				
山林雑所得(386)～(390)				
山林雑所得(391)～(395)				
山林雑所得(396)～(400)				
山林雑所得(401)～(405)				
山林雑所得(406)～(410)				
山林雑所得(411)～(415)				
山林雑所得(416)～(420)				
山林雑所得(421)～(425)				
山林雑所得(426)～(430)				
山林雑所得(431)～(435)				
山林雑所得(436)～(440)				
山林雑所得(441)～(445)				
山林雑所得(446)～(450)				
山林雑所得(451)～(455)				
山林雑所得(456)～(460)				
山林雑所得(461)～(465)				
山林雑所得(466)～(470)				
山林雑所得(471)～(475)				
山林雑所得(476)～(480)				
山林雑所得(481)～(485)				
山林雑所得(486)～(490)				
山林雑所得(491)～(495)				
山林雑所得(496)～(500)				
山林雑所得(501)～(505)				
山林雑所得(506)～(510)				
山林雑所得(511)～(515)				
山林雑所得(516)～(520)				
山林雑所得(521)～(525)				
山林雑所得(526)～(530)				
山林雑所得(531)～(535)				
山林雑所得(536)～(540)				
山林雑所得(541)～(545)				
山林雑所得(546)～(550)				
山林雑所得(551)～(555)				
山林雑所得(556)～(560)				
山林雑所得(561)～(565)				
山林雑所得(566)～(570)				
山林雑所得(571)～(575)				
山林雑所得(576)～(580)				
山林雑所得(581)～(585)				
山林雑所得(586)～(590)				
山林雑所得(591)～(595)				
山林雑所得(596)～(600)				
山林雑所得(601)～(605)				
山林雑所得(606)～(610)				
山林雑所得(611)～(615)				
山林雑所得(616)～(620)				
山林雑所得(621)～(625)				
山林雑所得(626)～(630)				
山林雑所得(631)～(635)				
山林雑所得(636)～(640)				
山林雑所得(641)～(645)				
山林雑所得(646)～(650)				
山林雑所得(651)～(655)				
山林雑所得(656)～(660)				
山林雑所得(661)～(665)				
山林雑所得(666)～(670)				
山林雑所得(671)～(675)				
山林雑所得(676)～(680)				
山林雑所得(681)～(685)				
山林雑所得(686)～(690)				
山林雑所得(691)～(695)				
山林雑所得(696)～(700)				
山林雑所得(701)～(705)				
山林雑所得(706)～(710)				
山林雑所得(711)～(715)				
山林雑所得(716)～(720)				
山林雑所得(721)～(725)				
山林雑所得(726)～(730)				
山林雑所得(731)～(735)				
山林雑所得(736)～(740)				
山林雑所得(741)～(745)				
山林雑所得(746)～(750)				
山林雑所得(751)～(755)				
山林雑所得(756)～(760)				
山林雑所得(761)～(765)				
山林雑所得(766)～(770)				
山林雑所得(771)～(775)				
山林雑所得(776)～(780)				
山林雑所得(781)～(785)				
山林雑所得(786)～(790)				
山林雑所得(791)～(795)				
山林雑所得(796)～(800)				
山林雑所得(801)～(805)				
山林雑所得(806)～(810)				
山林雑所得(811)～(815)				
山林雑所得(816)～(820)				
山林雑所得(821)～(825)				
山林雑所得(826)～(830)				
山林雑所得(831)～(835)				
山林雑所得(836)～(840)				
山林雑所得(841)～(845)				
山林雑所得(846)～(850)				
山林雑所得(851)～(855)				
山林雑所得(856)～(860)				
山林雑所得(861)～(865)				
山林雑所得(866)～(870)				
山林雑所得(871)～(875)				
山林雑所得(876)～(880)				
山林雑所得(881)～(885)				
山林雑所得(886)～(890)				
山林雑所得(891)～(895)				
山林雑所得(896)～(900)				
山林雑所得(901)～(905)				
山林雑所得(906)～(910)				
山林雑所得(911)～(915)				
山林雑所得(916)～(920)				
山林雑所得(921)～(925)				
山林雑所得(926)～(930)				
山林雑所得(931)～(935)				
山林雑所得(936)～(940)				
山林雑所得(941)～(945)				
山林雑所得(946)～(950)				
山林雑所得(951)～(955)				
山林雑所得(956)～(960)				
山林雑所得(961)～(965)				
山林雑所得(966)～(970)				
山林雑所得(971)～(975)				
山林雑所得(976)～(980)				
山林雑所得(981)～(985)				
山林雑所得(986)～(990)				
山林雑所得(991)～(995)				
山林雑所得(996)～(1000)				

内訳	円	特別控除額	課税標準額 (課税所得金額)
粗所得 (損益通算前)			
譲渡・一時			
小計			
短期譲渡			
長期譲渡			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当等			
先物取引			
山林			
退職			
算出所得割額の合計①			

課税標準額 → 合計額

令和 年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書 (その2)

市民税・府民税・森林環境税の内訳

項目	市民税	府民税	森林環境税	合計
所得割額の合計①				
調整控除額②				
充当税額③				
山林環境税④				
山林環境税⑤				
山林環境税⑥				
山林環境税⑦				
山林環境税⑧				
山林環境税⑨				
山林環境税⑩				
山林環境税⑪				
山林環境税⑫				
山林環境税⑬				
山林環境税⑭				
山林環境税⑮				
山林環境税⑯				
山林環境税⑰				
山林環境税⑱				
山林環境税⑲				
山林環境税⑳				
山林環境税㉑				
山林環境税㉒				
山林環境税㉓				
山林環境税㉔				
山林環境税㉕				
山林環境税㉖				
山林環境税㉗				
山林環境税㉘				
山林環境税㉙				
山林環境税㉚				
山林環境税㉛				
山林環境税㉜				
山林環境税㉝				
山林環境税㉞				
山林環境税㉟				
山林環境税㊱				
山林環境税㊲				
山林環境税㊳				
山林環境税㊴				
山林環境税㊵				
山林環境税㊶				
山林環境税㊷				
山林環境税㊸				
山林環境税㊹				
山林環境税㊺				
山林環境税㊻				
山林環境税㊼				
山林環境税㊽				
山林環境税㊾				

<参考> 「課税標準額」・「調整控除の額」の確認方法

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

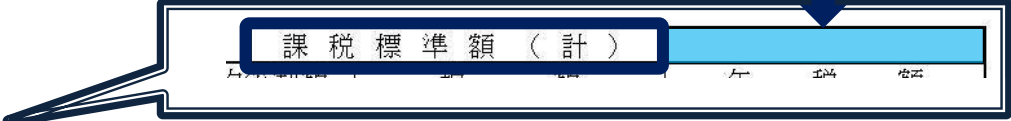
● 市民税・府民税証明書 [大阪市の例]

令和 年度市民税・府民税・森林環境税証明書
(令和 年中の所得証明書)

納税義務者	住所 令和 年1月1日現在 住所(所在地) 氏名				
市民税・府民税額(円)	課税標準額(計)				
区分	所得割額	均等割額	調整控除額	中	税額
市民税					
府民税					
森林環境税					
所得金額(円)					
所得控除額(円)					
社会保険料	寡婦・寡夫・ひとり親	配偶者特別			
小規模共済等掛金	勤労学生	基礎控除			
生命保険料	障がい者	医療損			
地震保険料	配偶者・扶養	費			
税額控除額(円)					
調整控除	市民税	府民税			
配当控除					
住宅借入金等特別控除					
同一生計配偶者	扶養親族	特定老人(内同居)	16歳未満その他(配偶者除く)	合計(配偶者除く)	
特別障がい者(内同居)	その他障がい者	合計(本人除く)			
(備考)					
(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた					
区分	所得割額	均等割額	調整控除額	中	税額
市民税					
府民税					
森林環境税					
調整控除	市民税	府民税			
配当控除					
住宅借入金等特別控除					

上記のとおり相違ないことを証明します。
税証第 *** - **** 号
令和 年 月 日 大阪市長 印

課税標準額



※ 政令指定都市の大阪市・堺市の場合、「(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額」の欄に3/4を乗じた調整控除額も併せて表示されています。

3/4を乗じた額

お住いの市区町村によって様式が異なります。
必ず、「課税標準額」・「調整控除の額」が表示された
証明書の交付を受けてください。
詳細は発行元の市区町村にご確認ください。

貸付限度額

入学時増額奨学資金

進 学 先	貸付限度額	
	全日制・定時制	通信制
国 公 立	10万円	10万円
私 立	37万円	27万円
私 立(ICT関連費用負担なし)	30万円	20万円

※私立の場合、タブレット等ICT関連費用負担の有無により貸付限度額が異なります。

貸付限度額

奨学資金

所得判定額	年収めやす (※1)	貸付限度額 (年額)	貸付対象区分
251,100 円未満	800 万円未満	$\text{授業料実質負担額 (※2)} + \text{その他教育費 } 10 \text{ 万円}$ <small>(授業料実質負担額(※2)が無償となる場合、限度額は10万円です。)</small>	国公立・私立とも可
251,100 円以上 347,100 円未満	800 万円以上 1,000 万円未満	授業料実質負担額 (※2) <u>(注) 24 万円を上限 (※3)</u>	私立のみ可

- (※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
- (※2) 授業料実質負担額とは、学校の授業料年額から国の就学支援金、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。
- (※3) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。ただし、令和8年度以降（高校2年時）については大阪府の授業料無償化制度の拡充により内容が異なります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

・生徒本人のみ1人の子どもを扶養する世帯

【全日制1年生・授業料60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 非課税 154,500円未満 	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす(*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000円	▲ 281,200円	0円	0円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000円	▲ 400,000円	▲ 118,800円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	200,000円	481,200円	600,000円
奨学資金貸付限度額	100,000円	300,000円	240,000円	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可(○)		不可(×)	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

- ・生徒本人を含めて2人の子どもを扶養する世帯（※1） 【全日制1年生・授業料60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 非課税 154,500円未満 	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす(*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 (A)	▲396,000円	▲118,800円	▲118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B)	▲204,000円	▲381,200円	▲181,200円	0円
支援金・支援補助金合計 (A+B)	▲600,000円	▲500,000円	▲300,000円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	100,000円	300,000円	600,000円
奨学資金貸付限度額	100,000円	200,000円	<u>100,000円</u> (※2)	240,000円
入学時増額奨学資金 申込の可否	可(O)		<u>不可(X)</u>	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 年度末年齢が19歳(高校生は除く)以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限りません。

なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校卒業後1年間は人数に含めます。

(※2) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額(保護者合算)が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

- ・生徒本人を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯(※1)【全日制1年生・授業料60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 非課税 154,500円未満 	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす(*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 (A)	▲396,000円	▲118,800円	▲118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B)	▲204,000円	▲481,200円	▲381,200円	0円
支援金・支援補助金合計 (A+B)	▲600,000円	▲600,000円	▲500,000円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	0円	100,000円	600,000円
奨学資金貸付限度額	100,000円	100,000円	貸付対象外 (※2)	240,000円
入学時増額奨学資金 申込の可否	可(O)		不可(X)	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 年度末年齢が19歳(高校生は除く)以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。

なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校卒業後1年間は人数に含めます。

(※2) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額(保護者合算)が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

【全日制2・3年生・授業料 63万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 非課税 154,500円未満 	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす(*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 234,000円	▲ 511,200円	▲ 511,200円	▲ 630,000円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 630,000円	▲ 630,000円	▲ 630,000円	▲ 630,000円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	0円	0円	0円
奨学資金貸付限度額	100,000円	100,000円	貸付対象外 (※1)	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可(○)		不可(×)	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 授業料実質負担額が0円のため、貸付対象外。

授業料が63万円を超える学校の場合、その超えた額は学校負担となります。

大阪府の私立高校生等 就学支援推進校以外・大阪府外 の学校に進学した場合の貸付限度額










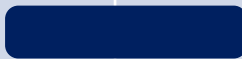

【全日制・授業料 45万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 <上限 24万円>	
所得判定額 (保護者合算額)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 非課税 154,500円未満 	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす(*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	450,000円	450,000円	450,000円	450,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
府の授業料支援補助金 (B) <u>(※対象外)</u>	—	—	—	—
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	0円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	54,000円	331,200円	331,200円	450,000円
奨学資金貸付限度額	154,000円	432,000円 (※1)	240,000円	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)		不 可 (×)	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

申込みから貸付までのおもな流れです。詳細は各ページをご覧ください。 → p.00

事務手続き等	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 募集 p.18~ 		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">募集期間</div> 							
2 申込書類の提出 p.20~ 		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">提出期間</div> 							
3 採用決定通知の送付 p.32 					12月上旬 				
4 借入手続き書類の送付 p.33 						1月下旬 			
5 借入手続き p.34~ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">入学時増額奨学資金</div> 									
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">奨学資金</div> 									
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月

※ 必ず、学校が定めた期限までに提出してください！

※ 直接育英会へ提出

※ 進学先高校等へ提出

募集及び申込みに必要な関係書類を 8月19日（月）に「育英会」から「各中学校」へ送付しています。

書 類 名		備 考
予約奨学生募集のポスター		学校内に掲示
予約奨学生の募集について（チラシ）		生徒全員に配布
（セット内容）	予約奨学生（奨学金）申込みのしおり	申込希望者に配付
	予約奨学生申込みのしおり	
	予約奨学生申込書（3連式）	
	申込書記入例（両面刷り）	
	別 表（両面刷り）	
	Q & A 一覧	
	別 紙（両面刷り）	

- ◎必ず以下の点を確認し、期限までに学校に提出してください。
点検箇所・方法等については、次ページ以降を参照してください。

提出書類の確認について

- I. 申込書の必要事項がすべて記入されているか。
- II. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてホチキス留めされているか。
 - ① 保護者の収入に関する証明書等
 - ② 生徒本人及び保護者の住民票
 - ③ 生徒本人の通帳のコピー
 - ④ その他の書類
(「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など)

申込書 **B** 票の記入について**B**注) 別紙 **記入例** を参照のうえ、記入してください。**志願方法（専願・併願等）の情報提供について**下記内容をお読みいただき、同意欄の に「」をしてください。

<同意欄>

入学時増額奨学資金借入手続時期確定のため、志望校決定時期に在学する中学校から大阪府育英会に志願方法（専願・併願・単願）の情報を提供することに同意します。

同意欄に をお願いします。

※本申込書の結果については、12月上旬に在学する中学校を經由して「貸付予定者決定通知書」を交付します。

- 【通知結果の内容】
- 入学時増額奨学資金及び奨学資金 両方の利用が可能
 - 奨学資金のみ利用が可能（入学時増額奨学資金は不採用）
 - 不採用

II. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてホチキス留めされているか。

次ページ以降を参照し、提出漏れがないようにしてください

• 申込書 **C**

提出書類を次の順番で重ね、ここにホチキス留めしてください。	
提出書類	1. 収入に関する証明書（コピー可） ※コピーを提出する場合は、氏名や年度がわからないように全体をコピーしてください！
	2. 生徒本人及び保護者の住民票 （原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの） ※裏面の「住民票提出における注意事項」を必ず読んでください。
	3. 生徒本人名義の指定銀行の通帳またはキャッシュカード等のコピー
	4. その他（事情がある方の提出書類）
～ 収入に関する証明書について～	
※「課税証明書」の場合は、必ず「課税課税額（課税総所得金額）」上、「調整控除額」が記載されたものを提出してください。	
※「特別徴収税額の決定・変更通知書」の場合は、「調整控除額」は、「税額控除額」に含まれた形で記載されます。「調整控除額」確認のため、追加で「調整控除額」の記載がある「課税証明書」の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。	
保護者の職業形態	申 込 に 必 要 な 書 類
1 給与収入の方 （サラリーマンなど）	・令和6年度 給与所得者にかゝる市（町村）税控・前年度 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者側） （※）5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。非課税の方についても、交付されています。
2 給与収入以外の方 （自営業者など）	・令和6年度 市（町村）税控・前年度 納税通知書（納税者側） （※）6月中旬に市町村の納税担当から交付されたものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
・上の1及び2の証明書が提出できない方 ・住民税が非課税の方	・令和6年度 市（町村）税控・前年度 納税通知書 （※）令和6年1月1日現在の住所地の市区町村の窓口で交付をうけてください。（市区町村により証明書の名称が異なります。）
4 生活保護世帯の方	・生活保護受給（適用）証明書（当会に提出する日付から3ヶ月以内に発行されたもの） （※）住所地の市区町村福祉課等から交付を受けてください。 注）証明書には、生徒氏名および保護者（父母等）氏名の記載が必須です。
注1） 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。	
注2） 保護者全員の証明書を提出してください。 ただし、上の1～3の証明書において、扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が表示されている場合は、配偶者の証明書は不要です。～「*」「★」「†」「◎」～ （配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります）	
注3） 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。	
※ 下記事項に該当する場合は、上記証明書に加えて、以下の書類が必須です。	
事 務 内 容	必 要 書 類 等
■ ひとり親家庭の該当 上記1～3の証明書において、本人該当区分の専任・ひとり親欄に「印・★印等」が表示されていない場合	・「ひとり親家庭医療証」のコピー 又は ・納税を公示した世帯全員の住民票の謄本
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	・令和5年中の給与支払証明書（商売所定の様式）
■ 失業・転職、その他著しく収入が減少した場合 （コロナウイルス感染症の影響による収入の減少も含む）	・経緯を記した「事情欄」に加え、下記の該当する証明書を提出してください。
① 失業・転職等	雇用保険受給資格者証 又は 雇用保険等のコピー
② 転職・就職・勤務先等の業績悪化等	【会社員等】収入証明書（会社発行）又は 給与明細のコピー等 【自営業等】確定申告書（控）コピー、又は 収入と経費がかかる経理簿
（※の要に応じて追加書類を要する場合があります。他の事情等、詳細については大沼町教育委員会ホームページを併せてご確認ください。）	

《必要書類》

- ① 保護者の収入に関する証明書等
- ② 生徒本人及び保護者の住民票
- ③ 生徒本人の通帳のコピー
- ④ その他の書類

- ・「ひとり親家庭医療証」のコピー
- ・事情書 など

II. 申込書 **C** 票に必要書類がすべてホチキス留めされているか。

① 保護者の収入に関する証明書等

注) 氏名の部分が切れないようにコピーしてください!

次のいずれかを必ずホチキス留めしてください!

※ 令和6年度（直近）のもので、保護者全員分 ※

但し、1～3の証明書において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。～「*」・「★」・「1」・「有」～
(配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります。)

保護者の職業形態		申込に必要な書類
1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度 給与所得等にかかる市(町村)民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (*) 5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度 市(町村)民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書 (*) 6月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3	<ul style="list-style-type: none"> 上の1及び2の証明書が提出できない方 住民税が非課税等の方 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度 市(町村)民税・府民税課税証明書 (*) 市区町村の窓口で交付をうけてください。(市区町村により証明書の名称が異なります。)
4	生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給(適用)証明書(当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) (*) 住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 注) 証明書には、生徒及び保護者(父母等)の氏名の記載が必要です。

※ 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。

※ 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書が必要です。

① 保護者の収入に関する証明書等

注) 次の事情に該当する場合は、収入に関する証明書に加えて次の書類が必要です。
他の事情等、詳細については大阪府育英会のホームページも併せてご覧ください。

事 情 内 容	必 要 書 類
<p>■ ひとり親家庭の場合 収入に関する証明書でひとり親が確認できない場合（本人該当区分の寡婦・ひとり親欄に＊印や★印等が表示されていない場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『ひとり親家庭医療証』のコピー 又は ・<u>続柄を表示した世帯全員の住民票の原本</u>
<p>■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年中の給与支払証明書（育英会所定の様式）
<p>■ 解雇等による失職・転職、 その他著しく収入が減少した場合 (コロナウイルス感染症の影響による収入の変動も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経緯を記した『事情書』に加え、下記の該当する証明書類を提出してください。
<p>① 失職・解雇等</p>	<p>雇用保険受給資格者証 又は 離職票等のコピー</p>
<p>② 転職・就職・勤務先等の業績悪化等</p>	<p>【会社員等】収入証明書（会社発行）又は給与明細のコピー等 【自営業等】確定申告書（控）コピー 又は収入と経費が分かる書類等</p>

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

1. 給与収入の方（サラリーマンなど）

- 給与所得にかかる市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（見本） [大阪市の例]

令和 年度
給与所得等に係る市民税・府民税・森林県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 （源泉徴収額を含む）	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得金額①	課税 所得② 山林所得	課税 所得③ 分限長期譲渡 分限長期譲渡 株式等の譲渡 （一部株式等の取得引）	課税 所得④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	課税 所得⑧ 税額控除額⑨ 所得割額⑩ 均等割額⑪	課税 所得⑫ 森林県民税額⑬ 特別徴収税額⑭ 控除不足額⑮ 控除不足額⑯ 既納付額⑰ 既前払額⑱ 増徴額⑲（⑭-⑱） 変更前税額⑳ 増徴額㉑（⑲-⑳） 変更月	市民税 府民税	前払額 6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分	受給者番号 氏名 住所 指定番号区分 宛先番号
----	--------------------	------------------------	-------	-------------------	--	---------------------------------------	---------------------------------------	--	------------	--	-------------------------------------

令和 年 5 月 日
大阪市 印 QRコード

問合せ先：大阪市 〇〇〇 納税課長 市民税グループ 電話 06-0000-0000

扶養親族等該当区分										本人該当区分		繰越 損失				
同一生計 配偶者	一般 控配	老人 控配	特定 扶養	同居 老親等 扶養	老人 扶養	16 歳未 満	一 般 扶 養	同居 特別 障がい	特別 障がい	普通 障がい	未 成 年 者		特別 障がい	普通 障がい	寡 婦	ひ と り 親

ここに「*」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

2. 給与収入以外の方（自営業者など）

- ・ 納税通知書兼税額決定（充当）通知書（見本） [大阪市の例]

ここに「*」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分

扶養親族等該当区分							本人該当区分						
同一生計配偶者	一般控配	老人控配	特定扶養	同居老親等扶養	老人扶養	16歳未満	一般扶養	同居特別障がい	特別障がい	普通障がい	寡婦	ひとり親	勤労学生

該当する区分欄に*または人数を記載しています。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

・市民税・府民税証明書（見本） [大阪市の例]

令和 年度市民税・府民税・森林課税証明書
(令和 年中の所得証明書)

納税義務者	住所		
	令和 年1月1日現在 住所(所在地)		
	氏名		

市民税・府民税額(円)	所得割額	均等割額	税額
区			
市			
府			
森林課税額			
所得金額(円)			

所得控除額(円)	社会保険料	基礎・寡夫・ひとり親	配偶者
	小規模企業等掛金	勤労学生	基礎
	生命保険料	障がい者	基礎
	地震保険料	配偶者・扶養	基礎

税額控除額(円)	区	市民税	府民税	区	市民税	府民税
調整控除				市	府	民
配当控除				所得割額	均等割額	税額
住宅借入金等特別控除				所得割額	均等割額	税額

同一生計配偶者	扶養親族	特定老人(内同居)	16歳未満	その他(配偶者除く)	合計	専業主従者
人	人	人	人	人	人	人

特別障がい者(内同居)	その他障がい者	合計(本人除く)
人	人	人

(備考) 市区町村以外の所得割の計算等に当たっては税額及び税額控除額(※この項目は申告書の提出年において使用する場合があります。)

区	市民税	府民税	区	市民税	府民税
調整控除			所得割額	均等割額	税額
配当控除			所得割額	均等割額	税額
住宅借入金等特別控除			所得割額	均等割額	税額

上記のとおり相違ないことを証明します。
税額簿 *** - **** 号
令和 年 月 日
大阪市長 印

本人該当	特別障がい	その他障がい	寡婦	特別寡婦	寡夫	ひとり親	勤労学生
------	-------	--------	----	------	----	------	------

ここに「*」印や「○」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

市区町村により表示方法が異なります。
『所得控除の内訳』欄に「寡婦」などの文言と併せて金額(260,000円など)が表示されている場合などがあります。

③ 生徒本人の通帳のコピー

生徒本人名義の通帳のコピーをホチキス留めしてください！

通帳がないタイプの口座の場合、「キャッシュカードのコピー」やインターネットバンキング ログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などをプリントアウトしたものを提出してください。

ゆうちょ銀行（通常貯金）の場合

※ 送金機能がないと振込できません！

① または ② があれば送金機能があります。

- ① 振替口座開設に「○」印がある
- ② 上限額に金額の印字がある

どちらもない場合は、ゆうちょ銀行に問い合わせが必要です！



<このページをコピー>

記号	番号
12340	123451
ショウガク ノソミ 様	
株式会社 ゆうちょ銀行 印	
①	
振替口座開設(送金機能)	通常貯金ご利用の上限額 10,000,000 円 確認
②	
この口座を○○○○○	
【店名】	
【店番】○○○	【預金種目】普通預金
	【口座番号】○○○○○○○

【預金種目】は、普通預金

その他の銀行の場合

△下記銀行以外は不可です！

- 三菱UFJ銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- 関西みらい銀行
- 池田泉州銀行

普通預金
(総合口座)

の

- 口座名義人
- 支店名
- 支店番号
- 口座番号

が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）のコピーを提出してください。

1 2月上旬に学校を通じて『予約奨学生貸付予定者決定通知書』を交付します。

・ 予約奨学生貸付予定者決定通知書

大阪府育英会予約奨学生貸付予定者決定通知書

受付番号
氏 名
学 校 名

公益財団法人大阪府育英会
理事長 植田 潤 司
(公 印 省 略)

あなたは、令和4年度大阪府育英会予約奨学生貸付予定者として下記のとおり決定しました。
ただし、奨学金（入学時増額奨学金・奨学金）の貸付を受けるには、別途手続きが必要です。
手続きをしない場合は、辞退したものとみなされ、貸付を受けることができなくなります。
なお、借入手続き書類は、令和4年1月下旬に学校を通じてお渡しします。

【奨学金（入学時増額奨学金・奨学金）の借入手続きについて】

1. 入学時増額奨学金の借入手続き（中等教育学校の後期課程は貸付対象外です）

●手続時期（提出時期） 専願（私立）の場合：令和4年2月 4日（金）～2月22日（火）まで（必着）
併願・国公立の場合：令和4年2月25日（金）～3月29日（火）まで（必着）

提出書類 ①入学時増額奨学金借用証書（学校を通じてお渡しします。）
②連帯保証人の印鑑登録証明書（※）
③合格通知書又は合格証明書（コピー可）

提 出 先 大阪府育英会 に直接提出してください。

2. 奨学金の借入手続き

●手続時期（提出時期） 令和4年4月上旬

提出書類 ①進学証（学校を通じてお渡しします。）
②奨学金借用証書（学校を通じてお渡しします。）
③連帯保証人の印鑑登録証明書（※）

提 出 先 進学先の高校等へ提出してください。

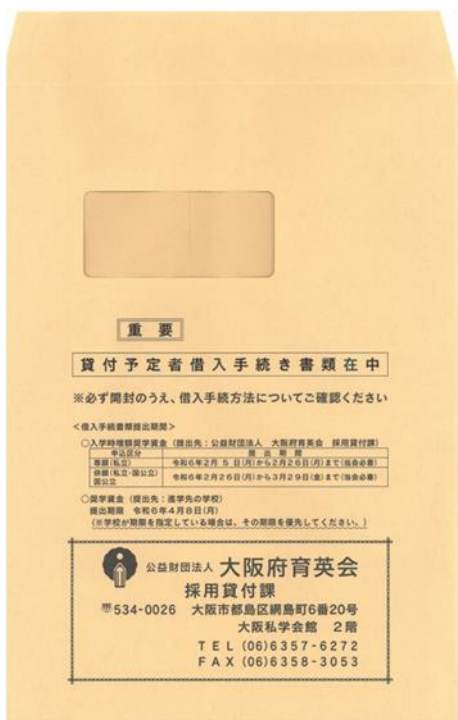
（※）原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

【問い合わせ先】
公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課
〒534-0026 大阪府都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階
TEL: 06-6357-6272 FAX: 06-6358-3053
業務時間 平日 9:00～17:30

※ 昨年度の予約奨学生募集時のものです。書式・文言等は変更する場合があります。

1月下旬に学校を通じて「借入手続書類」を交付します。

「借入手続書類」は、『貸付予定者の借入手続きについて』の案内文書とともに封筒に入れてお渡しします。



- 貸付予定者の借入手続きについて

大阪府増額奨学資金貸付予定者の借入手続きについて

表面も必ず
ご覧下さい

大阪府育英会へ借入手続きを提出

進学先へ借入手続きを提出

- 入学時増額奨学資金借用証書 (貸付対象者のみ)

奨学資金借用証書

進学届

奨学資金借用証書

進学届

※ 昨年度の予約奨学生募集時のものです。書式・文言等は変更する場合があります。

入学時増額奨学資金

【入学校確定後】

2月上旬
↳
3月下旬

● 『借入手続書類』 提出

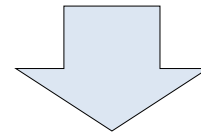
- ・ 入学時増額奨学資金借用証書
- ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・ 合格を証する書類（合格通知書等のコピー）

※ 提出がない場合は
辞退とみなします。

申込者
(生徒本人)

⚠ 育英会へ直接郵送

大阪府育英会



受付後、概ね10日以内

【貸付】

生徒本人の口座

生徒本人の口座に振込

大阪府育英会

奨学資金

【進学後】

～4月上旬

進学先高校等が
定めた期限まで

● 『借入手続書類』 提出

- ・ 進学届
- ・ 奨学資金借用証書
- ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書

※ 提出がない場合は
辞退とみなします。



5月下旬

● 『本採用通知』 交付



【貸付】

5月30日



申込後、借入手続きまでに氏名や住所の変更などがある場合は、所定の手続きを行ってください。

氏名・住所の変更

学校を通じて、「変更届」を提出してください。様式は問いません。

なお、生徒の氏名の変更がある場合は、必ず氏名変更後の通帳コピーも提出してください。（提出がない場合、送金ができません。）

<記入内容>

- | | | |
|---------|---------|-------|
| ・変更前の内容 | ・変更後の内容 | ・変更理由 |
| ・記入日 | ・記入者（印） | ・生徒氏名 |

※ 提出時期によっては、1月下旬に送付する借入手続き書類の印字氏名の変更が間に合わないことがあります。貸付書類はそのまま使用できます。

辞 退

学校を通じて、「辞退届」を提出してください。様式は問いません。
必ず、署名・捺印をしてください。

※ 「借入手続き書類」送付後に辞退される場合は、手続き書類を提出しなければ、自動的に辞退したものとみなしますので、「辞退届」は不要です。

奨学金の返還は、卒業後（貸付終了後）6ヶ月を経た10月から開始となります。毎月定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から口座振替（自動引落とし）により返還していただきます。

※ 卒業以外の事由で1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合は、その年の10月から返還開始となります。

口座振替日 (返還期日)	返還方法	振替日
	月払い	27日

- ◎ 口座振替日の前日までに、預貯金口座へ返還金を入金してください。
- ◎ 口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。

経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず育英会まで連絡してください。

連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ年率8.9%の延滞金が課されます。

また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

返還月額・返還例

1. 入学時増額奨学資金のみを借りた場合の返還月額・・・4,000円

借入金額 100,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	24,000
2年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000	72,000
3年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	—	—	—	—	—	28,000	<u>100,000</u>

単位：円

借入金額 370,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	24,000
2年目 ～8年目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	336,000	360,000
最終年度	4,000	4,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	<u>370,000</u>

単位：円

2. 奨学資金のみを借りた場合の返還月額

借入金額	144万円以下	8,000円
借入金額	144万円超え 162万円以下	9,000円
借入金額	162万円超え 180万円以下	10,000円
以降、借入金額が18万円増えるごとに月額1,000円を加算		

借入金額 300,000円	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	—	—	—	—	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000	48,000
2年目 3年目	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	192,000	240,000
最終年度	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	—	—	—	—	60,000	<u>300,000</u>

単位：円

返還月額・返還例

3. 入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りた場合の返還月額

			定期増額型 (6・12月に増額)	
			通常月	増額月
借入金額	180万円以下	10,000円	8,000円	20,000円
借入金額	180万円超え 198万円以下	13,000円	11,000円	23,000円
借入金額	198万円超え 216万円以下	14,000円	12,000円	24,000円
以降、借入金額が18万円増えるごとに月額1,000円を加算				

借入金額 400,000円													単位：円	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000
2年目 3年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	240,000	300,000
最終年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	—	—	100,000	400,000

借入金額 670,000円													単位：円	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000
2年目 ～6年目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	600,000	660,000
最終年度	10,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	670,000

定期増額型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
初年度	—	—	—	—	—	—	8,000	8,000	20,000	8,000	8,000	8,000	60,000	60,000
2年目 ～6年目	8,000	8,000	20,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	20,000	8,000	8,000	8,000	600,000	660,000
最終年度	8,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	670,000